

智光山公園 利用者遵守事項

【狭山市都市公園条例第2条】（行為の制限）

- 1 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- 2 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 3 興行を行うこと。
- 4 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 5 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

【狭山市都市公園条例第4条】（行為の禁止）

- 1 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 2 竹木を伐採し、植物を採取すること。
- 3 土地の形質を変更すること。
- 4 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 5 張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- 6 ごみその他汚物を捨てること。
- 7 立入禁止区域に立ち入ること。
- 8 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 9 その他都市公園の設置の目的に反すること。

【管理者の定めた禁止事項】

- 1 犬をリード等で保持しない移動、ゴルフ練習等、他の利用者への危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 公園管理事務所の許可なく、無人航空機（ラジコン飛行機（Uコン機を含む）・ラジコンヘリコプター、ドローン等）を公園内で飛行させること、操縦すること。
- 3 公園管理事務所の許可なく、大音量を発生させる楽器、拡声装置等を使用すること。
- 4 車両での騒音を発生させること、暴走行為をすること。
- 5 駐車場でアイドリングや洗車等、公園利用目的以外で駐車すること。
- 6 ベンチ、遊具、あずまや等の施設を長時間にわたり独占的に使用すること。
- 7 私的に園内の電気を占有使用すること、水道水を大量に使用・持ち帰ること。
- 8 危険物（刃物、毒物、劇物、可燃物等）を持ち込むこと。
- 9 公園内で喫煙すること（電子タバコを含む）。
- 10 工作物を設置すること。
- 11 飼い主が犬や猫等の糞を放置すること。
- 12 動物（猫等）を捨てること、動物や野生の鳥等に餌を与えること。
- 13 キャンプ場及びバーベキュー場以外で火気を使用すること。
- 14 公園管理事務所の許可なく、大勢で広い場所を長時間占有すること。
- 15 他の利用者に迷惑をかける行為及び公序良俗に反する行為をすること。
- 16 違法行為又は暴力的行為及びそれらを助長する行為をすること。
- 17 公園管理事務所長が行う公園管理上必要な指示に従わない行為をすること。